

平成26年第1回砂川市議会定例会

平成26年3月13日（木曜日）第4号

○議事日程

開議宣告

- 日程第 1 議案第13号 株式会社砂川振興公社に関し議会の議決すべき事件を定める
条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第16号 砂川市障害程度区分審査会の委員の定数等を定める条例の一
部を改正する条例の制定について
- 議案第18号 砂川市中小企業等振興条例の一部を改正する条例の制定につ
いて
- 議案第14号 砂川市手数料条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第15号 砂川市青少年問題協議会条例の一部を改正する条例の制定に
ついて
- 議案第19号 砂川市社会教育委員の定数及び任期に関する条例の一部を改
正する条例の制定について
- 議案第17号 砂川市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例
の一部を改正する条例の制定について
- 議案第20号 砂川市過疎地域自立促進市町村計画の変更について
- 議案第23号 市道路線の認定について
- 議案第 7号 平成26年度砂川市一般会計予算
- 議案第 8号 平成26年度砂川市国民健康保険特別会計予算
- 議案第 9号 平成26年度砂川市下水道事業特別会計予算
- 議案第10号 平成26年度砂川市介護保険特別会計予算
- 議案第11号 平成26年度砂川市後期高齢者医療特別会計予算
- 議案第12号 平成26年度砂川市病院事業会計予算
- 散会宣告

○本日の会議に付した事件

- 日程第 1 議案第13号 株式会社砂川振興公社に関し議会の議決すべき事件を定める
条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第16号 砂川市障害程度区分審査会の委員の定数等を定める条例の一
部を改正する条例の制定について
- 議案第18号 砂川市中小企業等振興条例の一部を改正する条例の制定につ
いて

- 議案第14号 砂川市手数料条例の一部を改正する条例の制定について
 議案第15号 砂川市青少年問題協議会条例の一部を改正する条例の制定について
 議案第19号 砂川市社会教育委員の定数及び任期に関する条例の一部を改正する条例の制定について
 議案第17号 砂川市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定について
 議案第20号 砂川市過疎地域自立促進市町村計画の変更について
 議案第23号 市道路線の認定について
 議案第 7号 平成26年度砂川市一般会計予算
 議案第 8号 平成26年度砂川市国民健康保険特別会計予算
 議案第 9号 平成26年度砂川市下水道事業特別会計予算
 議案第10号 平成26年度砂川市介護保険特別会計予算
 議案第11号 平成26年度砂川市後期高齢者医療特別会計予算
 議案第12号 平成26年度砂川市病院事業会計予算

○出席議員（13名）

議 長 東 英 男 君	副議長 飯 澤 明 彦 君
議 員 一ノ瀬 弘 昭 君	議 員 増 山 裕 司 君
増 井 浩 一 君	水 島 美喜子 君
多比良 和 伸 君	土 田 政 己 君
小 黒 弘 君	北 谷 文 夫 君
尾 崎 静 夫 君	沢 田 広 志 君
辻 勲 君	

○欠席議員（0名）

○ 議 会 出 席 者 報 告 ○

1. 本議会に説明のため出席を求めた者は次のとおりである。

砂 川 市 長	善 岡 雅 文
砂川市教育委員会委員長	中 村 吉 宏
砂川市監査委員	奥 山 昭
砂川市選挙管理委員会委員長	其 田 晶 子
砂川市農業委員会会長	奥 山 俊 二

2. 砂川市長の委任を受け説明のため出席する者は次のとおりである。

副市長	角丸誠一
市立病院院長	小熊豊
総務部長兼会計管理	湯浅克己
市民部長	高橋豊進
経済部長	佐藤進
経済部審議監	田伏清巳
建設部長	金田芳一
建設部審議監	古木信繁
建設部技監	山梨政己
市立病院事務局長	小俣憲治
市立病院事務局審議監	氏家実
総務課長	安田貢
政策調整課長	熊崎一弘

3. 砂川市教育委員会委員長の委任を受け説明のため出席する者は次のとおりである。

教育長	井上克也
教育次長	和泉肇

4. 砂川市監査委員の委任を受け説明のため出席する者は次のとおりである。

監査事務局局長	中出利明
---------	------

5. 砂川市選挙管理委員会委員長の委任を受け説明のため出席する者は次のとおりである。

選挙管理委員会事務局長	湯浅克己
-------------	------

6. 砂川市農業委員会会長の委任を受け説明のため出席する者は次のとおりである。

農業委員会事務局長	佐藤進
-----------	-----

7. 本議会の事務に従事する者は次のとおりである。

事務局長	河端一寿
事務局次長	高橋伸二
事務局主幹	佐々木純人
事務局係長	杉村有美

開議 午前10時00分

◎開議宣告

○議長 東 英男君 おはようございます。ただいまから本日の会議を開きます。

議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

直ちに議事に入ります。

- ◎日程第1 議案第13号 株式会社砂川振興公社に関し議会の議決すべき事件を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第16号 砂川市障害程度区分審査会の委員の定数等を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第18号 砂川市中小企業等振興条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第14号 砂川市手数料条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第15号 砂川市青少年問題協議会条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第19号 砂川市社会教育委員の定数及び任期に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第17号 砂川市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第20号 砂川市過疎地域自立促進市町村計画の変更について
- 議案第23号 市道路線の認定について
- 議案第7号 平成26年度砂川市一般会計予算
- 議案第8号 平成26年度砂川市国民健康保険特別会計予算
- 議案第9号 平成26年度砂川市下水道事業特別会計予算
- 議案第10号 平成26年度砂川市介護保険特別会計予算
- 議案第11号 平成26年度砂川市後期高齢者医療特別会計予算
- 議案第12号 平成26年度砂川市病院事業会計予算

○議長 東 英男君 日程第1、議案第13号 株式会社砂川振興公社に関し議会の議決すべき事件を定める条例の一部を改正する条例の制定について、議案第16号 砂川市障害程度区分審査会の委員の定数等を定める条例の一部を改正する条例の制定について、議案第18号 砂川市中小企業等振興条例の一部を改正する条例の制定について、議案第14号 砂川市手数料条例の一部を改正する条例の制定について、議案第15号 砂川市青少年問題協議会条例の一部を改正する条例の制定について、議案第19号 砂川市社会教育委員の定数及び任期に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第17号

砂川市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第20号 砂川市過疎地域自立促進市町村計画の変更について、議案第23号 市道路線の認定について、議案第7号 平成26年度砂川市一般会計予算、議案第8号 平成26年度砂川市国民健康保険特別会計予算、議案第9号 平成26年度砂川市下水道事業特別会計予算、議案第10号 平成26年度砂川市介護保険特別会計予算、議案第11号 平成26年度砂川市後期高齢者医療特別会計予算、議案第12号 平成26年度砂川市病院事業会計予算の15件を一括議題とします。

各議案に対する提案者の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長 湯浅克己君（登壇） 私から議案第13号、議案第20号についてご説明を申し上げます。

初めに、議案第13号 株式会社砂川振興公社に関し議会の議決すべき事件を定める条例の一部を改正する条例の制定についてご説明を申し上げます。

改正の理由は、地方自治法の規定による議会の議決すべき事件について、定住自立圏形成協定の締結等を加えるため、株式会社砂川振興公社に関し議会の議決すべき事件を定める条例の一部を改正しようとするものであります。

地方自治法第96条第2項の規定により、議会の議決すべき事件について条例で定めることができるものとされており、これまで株式会社砂川振興公社の株主総会における議決権の行使について議決する事件として条例で定めておりましたが、今般、定住自立圏形成協定の締結等について議会の議決が必要となることから、条例の一部を改正しようとするものであります。

それでは、次ページをお開きいただきたいと存じます。株式会社砂川振興公社に関し議会の議決すべき事件を定める条例の一部を改正する条例であります。改正の内容につきましては3ページ、議案第13号附属説明資料の新旧対照表によりご説明を申し上げます。向かいまして左側が現行、右側が改正後となっており、改正部分につきましてはアンダーラインを表示しております。

題名、「株式会社砂川振興公社に関し議会の議決すべき事件を定める条例」を「砂川市議会の議決すべき事件を定める条例」に改めるものであります。

第1条は、趣旨の定めであり、「株式会社砂川振興公社（以下「公社」という。）に関し」を削るものであります。

第2条は、議決すべき事件の定めであり、全文を改めるもので、第1号として市が株式会社砂川振興公社の株主総会において「定款の変更」、「会社の合併」、「会社の解散」について議決権を行使すること、第2号として市が定住自立圏形成協定を締結し、若しくは変更し、又は当該協定の廃止を求める旨を通告することとするものであります。

第3条は、委任の定めであります。これを削るものであります。

附則として、この条例は、公布の日から施行するものであります。

以上、よろしくご審議を賜りますようお願いを申し上げます。

続きまして、議案第20号 砂川市過疎地域自立促進市町村計画の変更についてご説明を申し上げます。

過疎地域自立促進特別措置法第6条第7項の規定に基づき、砂川市過疎地域自立促進市町村計画を変更することについて議会の議決を求めるものであります。

計画の変更につきましては、過疎対策事業債が過疎地域自立促進市町村計画に基づいて実施する事業を対象とするとされており、計画に登録されていない新たな事業を追加するため、変更を行うものであります。

過疎地域自立促進特別措置法第6条第7号の規定により、事前に北海道と協議を行った後に議会の議決が必要とされており、このたび北海道との協議が調いましたので、計画の変更について議会の議決を求めるものであります。

それでは、次ページをお開きいただきたいと存じます。砂川市過疎地域自立促進市町村計画（案）であります。初めにし尿の処理について、石狩川流域下水道組合の奈井江浄化センターにし尿を直接投入できる前処理施設を建設しており、その経費を汚泥等受入施設建設事業負担金として負担するものであり、この負担金が過疎対策事業債の対象となる予定であることから、4、生活環境の整備の（3）、計画の表中、自立促進施策区分の3、生活環境の整備に新たに事業名、「（3）廃棄物処理施設 し尿処理施設」を、事業内容に「汚泥等受入施設建設事業負担金」を、事業主体に「組合」を追加するものであります。

次に、公民館について、耐震診断の結果に基づき耐震改修事業を実施することとしたことから、7、教育の振興の（3）、計画の表中、自立促進施策区分の6、教育の振興の事業名、（3）、集会施設、体育施設等に「公民館」を、事業内容に「公民館耐震改修事業」を、事業主体に「砂川市」を追加するものであります。

次に、コミュニティ活動支援事業補助金について、町内会に対するコミュニティ活動支援事業であり、過疎地域自立促進特別事業、いわゆる過疎ソフト事業として対象となることから、10、その他地域の自立促進に関し必要な事項の（3）、計画の表中、自立促進施策区分の9、その他地域の自立促進に関し必要な事項の事業名、市民参画及びコミュニティ推進事業（過疎地域自立促進特別事業）に事業内容、「地域コミュニティ活動支援事業補助〔内容〕町内会による地域活動や地域の身近な課題解決に向けた取り組みへの支援〔必要性〕地域コミュニティの充実・強化を図り、市民と市との協働のまちづくりを推進する必要がある〔効果〕自主的な地域コミュニティ活動が促進され、協働のまちづくりの意識が高まり、協力体制の強化につながる」を、事業主体に「砂川市」を追加するものであります。

以上、よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長 東 英男君 市民部長。

○市民部長 高橋 豊君（登壇） 議案第16号 砂川市障害程度区分審査会の委員の定数等を定める条例の一部を改正する条例の制定についてご説明申し上げます。

改正の理由であります、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援する法律の施行に伴い、「障害程度区分」を「障害支援区分」に改めるため、本条例の一部を改正しようとするものであります。

次ページをお開きいただきたいと存じます。砂川市障害程度区分審査会の委員の定数等を定める条例の一部を改正する条例であります、改正の内容につきましては3ページ、附属説明資料の新旧対照表によりご説明申し上げます。向かいまして左が現行、右が改正後となっております。改正部分につきましては、アンダーラインを表示しております。

現行「砂川市障害程度区分審査会の委員の定数等を定める条例」を改正後は「砂川市障害支援区分審査会の委員の定数等を定める条例」に改めるものであり、第1条は審査会の委員の定数の定めであり、「砂川市障害程度区分審査会」を改正後は「砂川市障害支援区分審査会」に改めるものであります。

附則として、この条例は、平成26年4月1日から施行するものであります。

第2項は、砂川市特別職の職員で非常勤のものとの給与及び費用弁償に関する条例の一部を次のように改正するものであり、別表（第2条関係）中「障害程度区分審査会委員」を「障害支援区分審査会委員」に改めるものであります。

以上、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長 東 英男君 経済部長。

○経済部長 佐藤 進君（登壇） 議案第18号 砂川市中小企業等振興条例の一部を改正する条例の制定についてご説明申し上げます。

改正の理由は、市内中小企業等を取り巻く経営環境が依然厳しい状況であることから、中小企業等への支援をより強化することによって、中小企業等の健全な発展に寄与し、市内全体の経済活動の活性化を図るため、本条例の一部を改正しようとするものであります。

次ページをお開きいただきたいと存じます。砂川市中小企業等振興条例の一部を改正する条例であります、改正の内容につきましては3ページ、附属説明資料新旧対照表でご説明申し上げます。表の左側が現行で、右側が改正後となっており、改正部分につきましてはアンダーラインで表示しております。

第12条は、資金の融資を規定しており、現行の欄、第3項中「、同項第1号の融資に係る信用保証料の2分の1並びに同項第2号の」とあるのを「当該」に、「信用保証料の全部」とあるのを「信用保証料」に改めるものであります。

附則といたしまして、第1項は施行期日で、この条例は、平成26年4月1日から施行するものであり、第2項は経過措置で、この条例の施行の際現にこの条例による改正前の砂川市中小企業等振興条例の規定により資金の融資を受けている者については、なお従前の例によると規定するものであります。

以上、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長 東 英男君 建設部長。

○建設部長 金田芳一君（登壇） 私から議案第14号と議案第23号についてご説明申し上げます。

初めに、議案第14号 砂川市手数料条例の一部を改正する条例の制定についてご説明申し上げます。

改正の理由は、エネルギー使用の合理化に関する法律の一部が改正されたことに伴い、同法を引用する別表の規定の整理を図るため、本条例の一部を改正しようとするものであります。

次ページをお開き願います。砂川市手数料条例の一部を改正する条例であります。改正の内容につきましては3ページ、附属説明資料の新旧対照表によりご説明申し上げます。表の左が現行、右が改正後となっており、改正部分にはアンダーラインを表示しております。

別表第2の第33項は、低炭素建築物新築等計画認定申請手数料の定めであり、今の現行「エネルギー使用の合理化に関する法律」を改正後は「エネルギー使用の合理化等に関する法律」に改めるものであります。

5ページをお開き願います。第34項は、低炭素建築物新築等計画変更認定申請手数料の定めであり、今の現行「エネルギー使用の合理化に関する法律」を改正後は「エネルギー使用の合理化等に関する法律」に改めるものであります。

8ページをお開き願います。附則として、この条例は、平成26年4月1日から施行するものであります。

以上、よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

続きまして、議案第23号 市道路線の認定についてご説明申し上げます。

市道路線の認定ですが、路線名、「砂川SAスマートインター線」で、起点が道道砂川歌志内線から終点を北光334番1地先までを認定するもので、路線の延長は306メートルでございます。これは、平成27年度供用開始予定のスマートインターチェンジとの接続道路として維持管理を行うための新規認定でございます。

3ページには、附属説明資料といたしまして認定路線の図面を添付しておりますので、お目通しをいただき、よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長 東 英男君 教育次長。

○教育次長 和泉 肇君（登壇） 私から議案第15号及び第19号についてご説明申し上げます。

初めに、議案第15号 砂川市青少年問題協議会条例の一部を改正する条例の制定についてご説明申し上げます。

改正の理由は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法

律の整備に関する法律の施行に伴う地方青少年問題協議会法の改正により、青少年問題協議会の会長及び委員の資格の基準を市の条例で定めるため、本条例の一部を改正しようとするものであります。

次ページをお開きいただきたいと存じます。砂川市青少年問題協議会条例の一部を改正する条例であります。改正の内容につきましては3ページ、議案第15号附属説明資料の新旧対照表でご説明申し上げます。左が現行、右が改正後となっており、改正部分にはアンダーラインを付しております。

第2条は、組織の規定であり、「市長、市議会議員」を「教育委員会教育長」に、「学識経験のある」を「青少年の指導、育成等に係る組織団体において活動する」に、「15人以内」を「13人以内」に改めるものであります。

第3条は、会長及び副会長の規定であり、「市長」を「教育委員会教育長」に改めるものであります。

附則として、この条例は、平成26年4月1日から施行するものであります。

以上、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

続きまして、議案第19号 砂川市社会教育委員の定数及び任期に関する条例の一部を改正する条例の制定についてご説明申し上げます。

改正の理由は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う社会教育法の改正により、社会教育委員の委嘱の基準を市の条例で定めるため、本条例の一部を改正しようとするものであります。

次ページをお開きいただきたいと存じます。砂川市社会教育委員の定数及び任期に関する条例の一部を改正する条例であります。改正の内容につきましては3ページ、議案第19号附属説明資料の新旧対照表でご説明申し上げます。左が現行、右が改正後となっており、改正部分にはアンダーラインを付しております。

題名を「砂川市社会教育委員条例」に改めるものであります。

新たに第2条を加え、「委員は、次に掲げる者の中から委嘱するもの」とし、第1号として「学校教育の関係者」、第2号として「社会教育の関係者」、第3号として「家庭教育の向上に資する活動を行う者」、第4号として「学識経験のある者」とするものであります。

第2条を加えることに伴い、現行の第2条及び第3条をそれぞれ1条ずつ繰り下げるものであります。

附則として、この条例は、平成26年4月1日から施行するものであります。

以上、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長 東 英男君 市立病院事務局長。

○市立病院事務局長 小俣憲治君 (登壇) 議案第17号 砂川市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定についてご説明申し上げます。

す。

改正の理由であります。精神医療のニーズの高まりに対応するべく、入院医療から地域生活への移行並びに精神病床の機能分化の推進等から病床数の変更を行い、効率的な病棟運営を図るため、本条例の一部を改正しようとするものであります。

2ページをお開きいただきたいと存じます。砂川市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例であります。説明につきましては3ページ、附属説明資料の新旧対照表によりご説明申し上げます。向かいまして左が現行、右が改正後となっております。改正部分につきましてはアンダーラインを表示しております。

現行第3条は、経営の基本の定めであり、現行「精神病床88床」を改正後は「精神病床80床」に改め、現行「計506床」を改正後は「計498床」に改めるものであります。

附則として、この条例は、公布の日から施行するものであります。

以上、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長 東 英男君 総務部長。

○総務部長 湯浅克己君（登壇） 議案第7号 平成26年度砂川市一般会計予算についてご説明を申し上げます。

最初に、予算書の1ページをお開きいただきたいと存じます。第1条は、歳入歳出予算であります。歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ113億4,900万円と定めるものであります。この予算は、平成25年度当初予算と比較いたしますと8,700万円の減となり、対前年比で0.8%の減となったところであります。

第2条は、継続費であります。8ページ、第2表、継続費に記載のとおり、総合体育館耐震改修等工事5億2,710万1,000円について、平成25年度から26年度までの2カ年の継続事業として総額及び年割額を定めるものであります。

第3条は、地方債であります。9ページ、第3表、地方債に記載のとおり、公営住宅建設事業債以下4件について、限度額の合計を10億1,880万円と定めるものであります。

第4条は、一時借入金であります。一時借入金の借り入れの最高額を30億円と定めるものであります。

第5条は、歳出予算の流用であります。同一款内で各項の間の経費の金額を流用することができる場合は、各項に計上した給料、職員手当及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合と定めるものであります。

それでは、内容の説明を申し上げますが、市政執行方針の31ページに平成26年度予算大綱説明資料を添付しておりますので、これに沿って説明をさせていただきます。歳出のほうから説明をいたしますので、35ページをお開きいただきたいと存じます。予算書におきまして事業ごとに説明をしておりますので、説明資料につきましても同様な表示とした

ところであります。説明資料につきましては、予算書のページを記載しておりますが、ページにつきましては省略をして説明をさせていただきます。また、各項目の頭に付してある一つ丸は継続事業であり、二重丸及びアンダーラインを付してあるのは新規事業あるいは臨時事業であります。なお、括弧内の数字は前年度予算額であります。それでは、二重丸及びアンダーラインの事業を中心に説明をまいります。

1 款議会費は1億446万9,000円で、前年度と比較して655万1,000円の減であります。

2 款総務費は3億4,657万1,000円で、前年度と比較して2億1,962万1,000円の減となりますが、主な要因といたしましてはPCB廃棄処理等委託4,459万9,000円、防犯灯LED化工事6,840万円、戸籍の電子化関連9,399万8,000円、参議院議員選挙費1,326万4,000円の減であります。

以下、新規事業や増減の主なものを申し上げます。5目財産管理費の一つ丸、財産管理に要する経費で用地確定測量業務委託料139万7,000円は市所有の未利用地を売却するため用地確定測量を行う経費であり、擁壁撤去工事費134万円は東1条北10丁目の市有地において隣地との境界にある擁壁の一部が倒壊していることから、この擁壁を撤去する経費であります。同じく一つ丸、庁舎の維持管理に要する経費で備品購入費280万5,000円は、会議室用の机、職員用の椅子の一部について傷みがひどいことから更新をする経費であります。さらに、庁舎1階に配置されているAED本体の耐用年数が経過することから更新する経費であり、他の施設につきましても同様に耐用年数に応じて更新をするものであります。同じく一つ丸、車両センターの管理に要する経費で屋根等改修工事費930万円は、老朽化により傷みが激しく、屋根で雨漏りが発生することなどから、屋根ふきかえ、外壁塗装を行う経費であります。同じく一つ丸、公用車の管理に要する経費で備品購入費48万6,000円は、老朽化により性能が発揮できない公民館車庫に配置されている洗車機を更新する経費であります。車両購入費272万8,000円は、市有車両耐用年数基準に基づき公用車2台を利用形態に応じて軽自動車に更新する経費であります。

8目交通安全推進費の一つ丸、バス待合所の管理に要する経費で石山団地バス待合所解体撤去工事費17万8,000円は、バス待合所の土地の所有者から撤去を求められたことから解体撤去する経費であります。

11目情報化推進費の一つ丸、情報化推進に要する経費でネットワーク機器購入費1,445万1,000円は、イントラネットのサーバーの保守期間が終了することから更新を行わなければならない状況となり、また財務会計システム、学校システムのサーバーについても更新時期を迎えることから、サーバーを統一するとともに安定稼働を確保するため、二重化するなどしてシステムの稼働停止時間をなくすための機器構成として更新するもので、用途に応じてイントラネットサーバー、財務会計サーバー、学校サーバーとして

経費を案分することとしたものであり、イントラネットサーバー分の更新経費であります。

1 2 目電算管理費の一つ丸、財務会計システムに要する経費でネットワーク機器購入費 5 8 3 万 4, 0 0 0 円は、財務会計サーバー分の更新経費であります。

1 3 目まちづくり推進費の二重丸、スマートインターチェンジの設置推進に要する経費 5 8 万円は、(仮称)砂川サービスエリアスマートインターチェンジに関する関係機関との協議を行うための経費であります。同じく二重丸、地域公共交通の検討に要する経費 1 6 万 6, 0 0 0 円は、砂川市に適した地域公共交通のあり方を検討するため設置した地域公共交通会議において実証調査運行、住民ニーズ把握調査、バス乗降調査を実施したところであり、この結果などをもとに協議を進め、生活交通ネットワーク計画を策定するための経費であります。同じく二重丸、定住自立圏構想の推進に要する経費 2 4 万 5, 0 0 0 円は、定住自立圏構想の取り組みとして滝川市と砂川市が複眼型の中心市として中心市宣言を行ったことから、平成 2 6 年度中に定住自立圏形成協定に基づいて推進する具体的な取り組みを記載した定住自立圏共生ビジョンの策定を目指すこととし、策定に関し地域の関係者の意見を反映させるため設置する共生ビジョン懇談会などに要する経費を中心市の滝川市と砂川市で負担するもので、人口案分による砂川市負担分であります。

1 目戸籍住民基本台帳費の一つ丸、旅券事務に要する経費で備品購入費 3 2 万 2, 0 0 0 円は、権限移譲により実施している旅券の交付事務に用いる窓口交付端末の保守期間が終了したことから、広域連携により受託している 1 市 2 町の負担も受け更新する経費であります。

2 目農業委員会委員選挙費の二重丸、農業委員会委員選挙の執行に要する経費 1 7 5 万 6, 0 0 0 円は、7 月に実施が予定されております農業委員会委員選挙を執行する経費であります。

3 款民生費は 1 9 億 3, 4 1 6 万 2, 0 0 0 円で、前年度と比較して 1 億 3, 7 7 6 万 3, 0 0 0 円の増となりますが、主な要因といたしましては臨時福祉給付金給付事業 6, 9 9 5 万 6, 0 0 0 円、まごころ商品券発行事業 1, 5 5 6 万 7, 0 0 0 円、子育て世帯臨時特例給付金給付事業 1, 9 6 6 万円、精神障害者自立支援給付費 2, 5 7 2 万 4, 0 0 0 円の増であります。

1 目社会福祉総務費の二重丸、臨時福祉給付金給付事業に要する経費 6, 9 9 5 万 6, 0 0 0 円は、消費税率等の引き上げに際し低所得者に与える負担の影響に鑑み、低所得者に対する適切な配慮を行うため、1 人当たり 1 万円を支給する経費であり、対象者は市民税均等割が非課税の方及び市民税均等割が課税されている方に扶養されていない方です。同じく二重丸、まごころ商品券発行事業に要する経費 1, 5 5 6 万 7, 0 0 0 円は、臨時福祉給付金の支給にあわせ砂川市独自の事業として物価の上昇、消費税率等の引き上げ、生活経費の増加等により影響を大きく受ける低所得者に対し福祉の向上並びに市内の経済対策として 1 人当たり 3, 0 0 0 円の商品券を交付する経費であり、対象者の考え方

は臨時福祉給付金と同じであります。引き続き4月1日現在居住している市民に対して交付するものであります。同じく二重丸、住宅支援給付事業に要する経費116万8,000円は、住宅手当緊急特別措置事業が名称変更となったものであり、離職者であって就労能力及び就労意欲のある方のうち住宅を喪失または喪失するおそれのある方に住宅支援給付を支給する経費であります。同じく一つ丸、自立支援センターの維持に要する経費で屋外鉄骨階段改修工事費400万円は、入居団体の利用者が使用する屋外階段にさび、亀裂等が発生し、危険な状況になっているため新たなものに取りかえる経費であります。同じく二重丸、障害者地域生活支援に要する経費25万円は、障害者等の理解を深めるための啓発活動としてフォーラムを開催する経費並びに障害者、その家族及び地域住民が行う交流会、学習会、定例ミーティングの活動費を補助する経費であります。同じく一つ丸、障害者福祉システムに要する経費で国保総合システム使用料1万9,000円は、障害者福祉システムと国保連合会のサーバーを接続し、給付費の支払いをするためのライセンスの経費であります。同じく二重丸、障害者福祉計画策定に要する経費28万1,000円は、障害者総合支援法により策定が義務づけられている障害福祉サービスの総量や確保の方策を定めた障害福祉計画の平成26年度までの第3期計画が終了するため、平成27年度から平成29年度までの第4期計画を障害者地域自立支援協議会で協議し、策定する経費であります。

5目老人福祉費の一つ丸、高齢者いきいき支え合い活動に要する経費で記念品5万円は、地域包括支援センターの知名度向上を図るため愛称の募集を行い、最優秀賞などに対し副賞を贈呈する経費であります。

7目ふれあいセンター費の一つ丸、ふれあいセンターの管理に要する経費でボイラー改修工事費870万円は、開設以来22年を経過し、故障により運転できない状況も発生しているボイラーを改修する経費であります。

1目児童福祉費の二重丸、子育て世帯臨時特例給付金給付事業に要する経費1,966万円は、消費税率等の引き上げに際し子育て世帯への影響を緩和するとともに、子育て世帯の消費の下支えを図る観点から、平成26年1月1日における1月分の児童手当受給者から臨時福祉給付金の対象者及び生活保護の被保護者等を除いた方に対し、対象児童1人につき1万円を支給する経費であります。同じく一つ丸、児童相談に要する経費で北海道里親研修大会開催負担金2万円は、全道8地区の里親会が持ち回りで開催している北海道里親研修会が本年度は岩見沢市で開催されることから、管内の市町などで負担する経費であります。同じく二重丸、子ども・子育て支援事業計画策定に要する経費321万3,000円は、次世代育成支援地域行動計画が平成26年度で終了し、新たに子ども・子育て支援法に基づき子ども・子育て支援事業計画の策定が義務づけられたことから、各年度における幼児期の学校教育、保育の量の見込み、実施しようとする学校教育、保育の提供体制の確保の内容及びその時期などを定めるため、子ども・子育て会議において検討し、策

定する経費であります。

次に、36ページ、4款衛生費は5億7,013万5,000円で、前年度と比較して3,193万5,000円の増となりますが、主な要因といたしましては管理等委託料の増などによる砂川地区保健衛生組合負担金1,636万1,000円の増、汚水処理施設共同処理整備事業の負担金1,031万円の増であります。

2目予防費の二重丸、働く世代の女性支援のためのがん検診推進事業に要する経費373万円は、5年刻みの年齢を対象として無料クーポン券を配付してきた子宮頸がん、乳がん検診はクーポンの配付が一巡いたしました。国の特に働く世代の女性のがん対策を充実させ、がん検診の受診と早期発見を促進するとの考え方に基つき、検診対象の初年度である子宮頸がんは20歳、乳がんは40歳の方及びこれまで対象でありながら未受診であった方に無料クーポン券を送付するなどの経費であります。

4目環境衛生費の一つ丸、公衆浴場運営等補助金で公衆浴場設備整備費補助金21万5,000円は、市内の公衆浴場がボイラーの改修工事を行ったことから、その費用について北海道の補助金と同額を補助する経費であります。

1目ごみ処理費の一つ丸、ごみ収集処理に要する経費で地下タンク気密検査委託料6万5,000円は、ごみ処理場浸出水処理施設の灯油地下タンクの気密検査を実施する経費であります。

2目し尿処理費の一つ丸、し尿収集処理に要する経費で石狩川流域下水道組合負担金629万円は、石狩川流域下水道組合の下水道処理施設に併設して建設する汚水処理施設共同処理整備事業について北海道が事業主体となる下水道を含めた共同処理を行うための事業費を構成市町の負担割合に応じて負担する経費であり、汚泥等受入施設建設事業負担金1,610万4,000円は、この整備事業において構成市町が事業主体となる前処理施設などの効果促進事業及び単独事業の事業費を構成市町の負担割合に応じて構成市町の代表とした滝川市に対して負担する経費であります。

5款労働費は1,076万7,000円で、前年度と比較して791万円の減となります。主な要因といたしましては、重点分野雇用創出事業の終了による減であります。

6款農林費は9,038万3,000円で、前年度と比較して469万1,000円の減となりますが、主な要因といたしましては森林整備加速化・林業再生事業2,351万円の減、農業基盤整備促進事業補助金1,852万円の増であります。

1目農業委員会費の二重丸、機構集積支援事業に要する経費123万1,000円は、農地の中間受け皿となる農地中間管理機構の整備に伴い農地制度実施円滑化事業が名称変更となったものであり、事務の適正実施、農地の有効利用を図るための事業などを行う経費であります。

2目農業振興費の一つ丸、農業振興事業に要する経費で稲作農業振興補助金35万3,000円は、付加価値の高い米の生産を促進し、稲作農業の経営安定を図るため、低たん

ばく米の生産に効果的である幼穂形成期後の珪酸資材の追肥に係る資材経費の一部を補助する経費であります。同じく二重丸、多面的機能支払事業に要する経費394万3,000円は、農地・水保全管理支払事業を組みかえたもので、農業、農村の多面的機能の維持、発揮を図るため、農業者等による組織が取り組む水路の泥上げ、農道の砂利の補充など地域資源の基礎的な保全活動及び地域住民を含む組織が取り組む植栽等による景観形成など農村環境の良好な保全活動等の共同活動を支援する経費であります。

3目農業基盤整備費の一つ丸、農業農村整備に要する経費で農業基盤整備促進事業補助金1,852万円は、農業生産効率の向上を図り、農業競争力の強化を図るため農地の区画狭小、排水不良など地域が有する課題の解決に向け、地域の事情に応じ区画拡大や暗渠排水整備等の基盤整備を農業者の自力施工も活用しつつ支援する経費であります。

1目林業振興費の二重丸、未来につなぐ森づくり推進事業補助金111万7,000円は、森林資源の循環利用と造林事業の促進を目的として伐採後の確実な植林や伐採跡地への植林を進めるため、森林所有者の負担軽減策として北海道の補助にあわせて支援をする経費であります。

7款商工費は1億1,357万2,000円で、前年度と比較して193万円の増となります。

1目商工振興費の一つ丸、商工業振興対策に要する経費で農商工連携促進補助金20万円は、地域経済の活性化と地域産業の振興に寄与するため、市内の農業者、商工業者間の連携を図り、地元の農産品を活用した新商品化に向けた原材料購入費及び研究費を助成する経費であります。プレミアム商品券発行事業補助金300万円は、市内における消費の喚起と地域経済の活性化を図るため、商工会議所が実施するプレミアム商品券発行事業に対して1セット1万円につき2,000円のプレミアをつけ、2,500セット発行する経費の一部を助成する経費であります。商店会連合会商品券発行事業補助金200万円は、商店街での消費拡大につなげ、商店街の活性化を図るため、砂川商店会連合会が実施する夏のトリプルチャンス抽せん会及びウインターチャンスセールにおける商品券の発行事業並びにNPO法人ゆうのイベントと連携した割引券つきのチラシの配布による回遊事業に対し助成する経費であります。同じく二重丸、まちなか集客施設の運営管理に要する経費102万4,000円は、市立病院や地域交流センターゆうなどから中心市街地への回遊動線を創出するため設置したまちなか集客施設SUBACOにおいて商店情報の発信を行うとともに、作品展示などを行い、憩い及び休息の場として集客し、商店街のにぎわい創出と活性化を図るための施設に係る維持管理費、備品購入費などの経費であります。同じく二重丸、地域おこし協力隊に要する経費1,080万4,000円は、商工会議所及び観光協会からニーズのあった地域ブランド及び観光資源の新たな発掘、中心市街地のまちなか集客施設の管理運営のために活動する地域おこし協力隊の隊員3名の報酬などの人件費、住宅の借り上げ料のほか、車の借り上げ料、備品購入費などの活動経費であります。

2目企業誘致費の一つ丸、東京砂川会に要する経費で30周年記念品26万円は、東京砂川会が創立30周年を迎えることから総会の参加者に記念品を贈呈するための経費であります。

次に、37ページ、8款土木費は11億2,959万5,000円で、前年度と比較して9,363万円の減となりますが、主な要因につきましては石山団地建設事業1億8,055万7,000円の減、道路橋梁の修繕工事4,860万円の増などであります。

2目道路橋梁維持費の一つ丸、道路橋梁の維持に要する経費で路面性状調査委託料320万円は、舗装道路の老朽化が進んでいることから、計画的な舗装修繕を行うため調査する経費であります。道路附属物点検委託料840万円は、道路の附属物である道路照明の老朽化による倒壊などを防ぐため点検を行うことで修繕の必要箇所を把握するとともに、必要に応じて応急処置を実施する経費であります。同じく二重丸、道路橋梁の修繕工事費6,660万円は、近年の集中豪雨により被害の出た道路について排水管の新設等を行う雨水対策工事4路線、舗装補修工事1路線、歩道補修工事1路線に係る工事費、委託料及び補償費であります。同じく一つ丸、流雪溝の維持管理に要する経費で取水ポンプ場機械設備整備修繕委託料2,200万円は、北海道電力砂川発電所内にある流雪溝の取水ポンプに能力の低下が見られ、市民による投雪作業に支障が出ることが懸念されることから、国、北海道の負担割合に応じた負担を受け修繕を実施する経費であります。

3目道路橋梁新設改良費の二重丸、道路橋梁新設改良事業費4億663万円は、記載のとおり改良舗装工事10路線、新設工事1路線に係る工事費、委託料、補償費に加え、来年度以降に工事を予定している7路線の委託料であります。また、街路灯設置工事として車両通行の安全を確保するため、交差点にLEDの街路灯8灯を設置する経費であります。

1目河川費の二重丸、護岸改修事業費650万円は、大雨により護岸が崩落したことから、農地を守るために実施する奈江豊平川の護岸改修工事費であります。

1目市営住宅管理費の一つ丸、改良住宅の管理に要する経費で工事請負費1億2,060万円は、長寿命化を図る宮川中央団地屋根・外壁改善工事、宮川中央団地排水管改修工事、団地内公園の再整備を図る宮川中央団地公園環境整備工事、共同施設の長寿命化及び福祉対応を図る宮川中央団地集会所改善工事を行う経費であります。

2目住宅管理費の二重丸、ハートフル住まい推進事業に要する経費2,390万円は、高齢者等の安心で安全な住まいの実現、安心して住み続けられる住まいづくりと居住環境の向上、定住促進とまちなか居住への誘導を図るとともに、地元企業の利用促進に寄与することを目的として高齢者等安心住まい住宅改修補助金200万円、永く住まい住宅改修補助金690万円、まちなか住まい等住宅促進補助金1,500万円の助成を実施する経費であります。同じく二重丸、老朽住宅除却費補助金100万円は、住環境の向上及び市民の安全と安心の確保を図るため、現行の耐震基準の適用前に建築された老朽住宅の除却を地元企業により実施した場合、除却費用の一部を助成する経費であります。同じ

く二重丸、住宅用太陽光発電システム導入費補助金120万円は、地球温暖化対策及び環境保全意識の高揚のため、自然エネルギーの普及促進を図ることを目的とし、機器設置費用の一部を助成する経費であります。同じく二重丸、空き家等の適正管理に要する経費2万6,000円は、砂川市空き家等の適正管理に関する条例が施行されることから、市長の諮問に応じ条例の規定による措置について審議するため、空き家等審議会を設置する経費であります。同じく二重丸、住生活基本計画策定に要する経費362万円は、長期的な視点による住宅施策の基本目標、基本的な展開方向及び具体的な推進施策を示す砂川市住宅マスタープランが計画期間を終えることから、住宅事情等にかかわる現状分析から住宅施策の基本的方向を定め、住宅施策を体系的に推進するための指針となる砂川市住生活基本計画を策定する経費であります。

9款消費費は3億7,289万9,000円で、前年度と比較して2,283万8,000円の減となりますが、主な要因につきましては高規格救急自動車購入費、人件費の減、水槽つき消防ポンプ自動車購入費の増などによる砂川地区広域消防組合負担金1,723万1,000円の減によるものであります。

2目災害対策費の一つ丸、災害対策に要する経費で備品購入費59万9,000円は、地震災害等が発生した場合などにおいて市役所庁舎が使用できない状況になった場合には、災害の種類に応じて災害対策本部を移転して設置することが必要となることから、移転先で会議等を開催するための機器の整備を図るもので、資料等のバックアップをするほか、インターネット接続などの通信機能を備えたパソコン及びタブレット端末等を購入する経費であります。備蓄品購入費374万7,000円は、災害発生時において被災して避難した住民の生命の安全を確保するため、緊急的かつ応急的に必要となる物資及び停電時の対応を図ることができる資材を購入して備蓄する経費であります。

次に、38ページ、10款教育費は8億4,316万1,000円で、前年度と比較して1億6,299万9,000円の増となりますが、主な要因につきましては小中学校の改修工事4,569万4,000円の増、公民館の耐震改修等実施設計委託1,975万9,000円の増、総合体育館の耐震改修等工事7,330万9,000円の増、図書館の空調設備改修工事2,580万円の減であります。

2目事務局費の一つ丸、教育関係団体に要する経費で北海道公立文教施設整備期成会負担金2,000円は、空知義務教育施設整備促進期成会の開催に伴い、空知義務教育施設整備促進期成会が負担していた北海道公立文教施設整備期成会負担金を直接納付するための経費であります。第5地区教科用図書採択協議会負担金9万4,000円は、平成27年度から小学校で使用する教科用図書の採択について共同で行う費用を負担する経費であります。

1目小学校管理費の一つ丸、学校の管理に要する経費でバスケットゴール点検委託料10万8,000円、照明器具点検委託料4万9,000円は、文部科学省が定めた学校施

設における天井等落下防止対策に基づき体育館のバスケットゴール、照明器具について専門業者による目視点検を実施する経費であります。校舎内床ワックス塗布委託料67万3,000円は、児童のけが防止と床の延命化を図るため中央小学校の体育館、廊下について実施する経費であります。工事請負費4,002万4,000円は、水道管の腐食などで水漏れが発生するなど給排水設備の老朽化が著しいため実施する砂川小学校の給排水設備改修工事、経年劣化が進んでいる体育館の暗幕の取りかえを実施する砂川小学校及び北光小学校暗幕改修工事、老朽化が進み危険となったことから撤去した遊具にかわり、新たに遊具を設置する北光小学校及び空知太小学校遊具設置工事、塗装の劣化により凍害等が著しいプール上屋を塗装する空知太小学校プール改修工事、故障が発生した場合に部品の供給がなされない状況にあるFF石油暖房機を更新する空知太小学校校舎暖房機改修工事を実施する経費であります。ネットワーク機器購入費232万1,000円は、イントラネットワークサーバーの更新にあわせて行う学校サーバーの小学校分の更新経費であります。

2目小学校教育振興費の二重丸、社会科副読本に要する経費136万円は、小学校3年、4年生の社会科の授業において砂川市の歴史等を学ぶために必要となる副読本「すながわ」を改訂する経費であります。

1目中学校管理費の一つ丸、学校の管理に要する経費でバスケットゴール点検委託料4万4,000円、照明器具点検委託料13万円は、小学校と同様に体育館のバスケットゴール、照明器具について専門業者による目視点検を実施する経費であります。工事請負費950万円は、老朽化が著しく放送に支障が生じている放送室などの機器を更新する石山中学校放送設備改修工事、装置の老朽化により故障が頻発している暖房機の操作盤、遠方監視盤を更新する石山中学校屋体暖房機制御盤改修工事を行う経費であります。ネットワーク機器購入費92万8,000円は、イントラネットワークサーバーの更新にあわせて行う学校サーバーの中学校分の更新経費であります。

1目社会教育費の二重丸、社会教育活性化事業に要する経費85万2,000円は、百人一首の取り組みを活動の手段として公民館を核に学びのきっかけをつくり、その成果を生かしながらさまざまな団体と連携して活動の輪を広げ、誰もが楽しみながら地域で活動できる体制づくりを整備するための講演会の開催、PR活動などの経費であります。同じく一つ丸、地域交流センターの運営管理に要する経費で反響盤設置バトン昇降電動化工事費849万8,000円は、大ホールの仮設反響盤を設置するためのバトンについて安全性を確保するため電動化工事を行う経費であります。備品購入費51万6,000円は、受信状態の悪いワイヤレスマイク及びAED本体を更新する経費であります。

2目公民館費の二重丸、公民館の耐震化に要する経費1,975万9,000円は、耐震診断の結果、耐震性が不足している公民館について耐震補強工事及び老朽化により更新が必要な設備等の改修工事を行うため実施設計を行う経費であります。

3目図書館費の一つ丸、子ども読書活動推進事業に要する経費で車借り上げ料5万4,

000円は、子ども読書活動ボランティアを対象とした先進地視察研修事業を実施するためのバス借上げの経費であります。

1目市民スポーツ推進費の一つ丸、体育振興及び指導に要する経費でスポーツ振興会議委員報償9万円は、スポーツ基本法に基づくスポーツ推進計画の策定に向けた検討を進めるためスポーツ振興会議を設置する経費であります。市民体育祭事業交付金59万4,000円は、これまでNPO法人ゆうが生涯学習振興協会から引き継いで業務を進めていた市民体育祭について、教育委員会が主体となって実施することになったことによる経費であります。

2目体育施設費の一つ丸、総合体育館の管理に要する経費でバスケットゴール購入費78万4,000円は、老朽化が進んでいるとともに高さ調整ができず、ミニバスケットボールに対応していない移動式のバスケットゴールを更新する経費であります。同じく二重丸、総合体育館の耐震化に要する経費3億295万7,000円は、利用者の安全確保、防災機能の強化を図るための耐震補強、アスベストの除去にあわせて実施する老朽化の著しい暖房設備、照明設備、外壁などを改修する経費であります。

1目給食センター費の一つ丸、学校給食の実施に要する経費で厨房用ボイラー等改修工事費1,840万円は、故障が発生し、内部の腐食も進んでいる厨房用ボイラーの更新及び衛生管理を図るため調理場内の手洗い設備を改修する経費であります。備品購入費262万2,000円は、使用から15年を経過し、損耗が激しく、衛生管理上支障を来しているため、丸型二重保温食缶、調味料用食缶、オープン用の天板を更新するなどの経費であります。

11款公債費は15億2,044万8,000円で、前年度と比較して1億1,359万6,000円の減となります。

次に、39ページ、12款諸支出金は29億735万1,000円で、前年度と比較して1億548万3,000円の増となります。

3目病院会計繰出金は、1億3,489万5,000円の増となりますが、地方交付税の算定における過疎債の償還分などの普通交付税分、特別交付税分の増が主な要因であります。

13款職員費は14億48万7,000円で、前年度と比較して5,827万3,000円の減となりますが、主な要因につきましては退職手当組合納付金など共済費4,140万円の減であります。

以上が歳出であります。

次に、歳入について申し上げますが、戻っていただきまして、31ページをごらんいただきたいと存じます。主なもののみ説明をさせていただきます。1款市税は20億3,617万4,000円で、前年度と比較して3,991万9,000円の増となりますが、主な要因につきましては個人市民税で個人所得が上向き傾向にあることに加え、東日本大震災

を契機に地方公共団体が実施する防災、減災のための施策に要する費用の財源を確保するため、均等割額を500円加算することなどにより1,100万6,000円の増、法人市民税で業績の回復などにより2,127万円の増、市たばこ税で972万6,000円の増であります。

6款地方消費税交付金は2億2,423万4,000円で、前年度と比較して3,066万7,000円の増となりますが、本年4月からの消費税の税率改正にあわせ地方消費税も1%から1.7%に改正されたことなどによる増であります。

次に、32ページ、10款地方交付税は47億900万円で、前年度と比較して1億3,300万円の増となりますが、地方財政計画では地方交付税は前年度比1,769億円の減額となったところであり、普通交付税は昨年実績などをもとにして国で示された推計伸び率を用いた算定では減となりましたが、起債償還分の増により前年度比8,300万円の増としたところであり、特別交付税は市立病院が増加傾向にあることから5,000万円の増としたところであります。

次に、33ページ、14款国庫支出金は12億6,306万9,000円で、前年度と比較して8,571万3,000円の増となります。

1目民生費国庫負担金で精神障害者福祉費1,358万2,000円の増は、自立支援給付費の増であります。

1目土木費国庫補助金で社会資本整備総合交付金事業費3,982万2,000円の減は、石山団地建設事業の減、道路整備事業の増が主なものであります。

2目教育費国庫補助金で社会資本整備総合交付金事業費2,761万1,000円の増は、公民館及び総合体育館耐震改修等事業の増であります。

3目民生費国庫補助金で児童福祉費1,388万1,000円の増は、子育て世帯臨時特例給付金給付事業によるものであり、社会福祉総務費7,009万6,000円の増は臨時福祉給付金給付事業費によるものであります。

15款道支出金は4億7,453万2,000円で、前年度と比較して2,807万5,000円の減となります。

3目農林費道補助金で農業基盤奨励費1,852万円の増は農業基盤整備促進事業費によるものであり、林業奨励費2,282万5,000円の減は森林整備加速化・林業再生事業の中止によるものであります。

3目土木費道委託金で道営住宅管理費の846万7,000円の皆減は、道営住宅の指定管理の受託終了によるものであります。

18款繰入金は3,022万円で、前年度と比較して1億9,648万8,000円の減となりますが、主な要因につきましては財政調整基金繰入金1億9,494万9,000円の減であります。

次に、34ページ、20款諸収入は8億7,575万7,000円で、前年度と比較し

て2, 412万2, 000円の増となりますが、主な要因につきましてはスポーツ振興くじ助成金600万円、流雪溝施設整備負担金1, 760万円の増であります。

21款市債は10億1, 880万円で、前年度と比較して1億6, 360万円の減となりますが、主な要因につきましては土木債で公営住宅建設事業債1億520万円の減、過疎対策事業債で道路整備事業債2, 810万円の減、し尿処理施設整備事業債1, 610万円の増、総合体育館耐震改修事業債1億640万円の増、総合体育館太陽光発電整備事業債1, 130万円の増、臨時財政対策債1, 380万円の減、教育債で公共事業等債4, 010万円、緊急防災・減災事業債1億80万円の皆減が主なものであります。

以上が歳入であります。予算書の202ページ以降には給与費明細書、継続費に関する調書、債務負担行為に関する調書、地方債に関する調書を添付しておりますので、ご高覧の上、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長 東 英男君 議案第8号の提案説明は休憩後に行います。

10分間休憩します。

休憩 午前11時07分

再開 午前11時17分

○議長 東 英男君 休憩中の会議を開きます。

理事者の提案説明を求めます。

市民部長。

○市民部長 高橋 豊君 (登壇) 私から議案第8号、議案第10号及び議案第11号についてご説明申し上げます。

初めに、議案第8号 平成26年度砂川市国民健康保険特別会計予算についてご説明申し上げます。

予算書の217ページをお開き願います。第1条は、歳入歳出予算であり、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ25億6, 463万円と定めるものであります。

第2条は、一時借入金であり、一時借入金の借り入れの最高額は3億円と定めるものであります。

第3条は、歳出予算の流用であり、保険給付費の各項に計上した予算額に過不足を生じた場合における、同一款内でのこれらの経費の各項の間の金額を流用することができるものと定めるものであります。

それでは、主なものについて歳出からご説明申し上げます。252ページをお開き願います。1款総務費、1項1目一般管理費で対前年比241万3, 000円の増は、主に一つ丸、一般管理事務に要する経費のうち給料等の増及びアンダーラインを付しております高額療養費限度額等の制度改正に伴う電算システムの改修委託料194万3, 000円によるものであります。

254ページをお開き願います。3項1目特別対策事業費で一つ丸、医療費適正化対策

に要する経費のうちアンダーラインを付しております健康診断データ分析ソフト使用料につきましては、保守点検委託料からの費目変更によるものであります。

258ページをお開き願います。2款保険給付費、1項1目一般被保険者療養給付費で対前年比7,700万円の減、2目退職被保険者等療養給付費で対前年比100万円の増、3目一般被保険者療養費で対前年比40万円の減。260ページになります。2項1目一般被保険者高額療養費で対前年比4,000万円の減、2目退職被保険者等高額療養費で対前年比380万円の増は、それぞれ平成25年度の決算見込み額と同額程度を見込んだことによるものであります。

262ページをお開き願います。3款後期高齢者支援金等、1項1目後期高齢者支援金で対前年比26万7,000円の増は、主に加入者1人当たりの負担額単価の増によるものであります。

268ページをお開き願います。6款介護納付金、1項1目介護納付金で対前年比723万3,000円の減は、第2号被保険者の減及び平成24年度の精算分過誤調整によるものであります。

270ページをお開き願います。7款共同事業拠出金で対前年比354万3,000円の増は、平成24年度以前分の医療費割等の精算によるものであり、1項1目高額医療費共同事業医療費拠出金で139万円の減、3目保険財政共同安定化事業医療費拠出金で493万3,000円の増によるものであります。

272ページをお開き願います。8款保健事業費、1項1目特定健康診査等事業費で一つ丸、特定健康診査等に要する経費のうちアンダーラインを付しております賃金106万円につきましては、臨時保健師配置に係る補助事業の変更による費目更正によるものであります。

280ページお開き願います。12款前年度繰り上げ充用金4,950万円につきましては、平成25年度の収支不足を補うものであります。

以上が歳出であります。歳入につきましては223ページ、総括でご説明させていただきます。1款国民健康保険税は3億2,653万1,000円で、対前年比1,090万7,000円の減は、主に一般被保険者国民健康保険税の減によるものであります。

2款国庫支出金は5億4,535万8,000円で、対前年比8,977万4,000円の減は、主に療養給付費等負担金の減によるものであります。

3款療養給付費等交付金は1億6,700万1,000円で、対前年比1,300万円の増は、医療費の増によるものであります。

4款前期高齢者交付金は8億8,500万円で、対前年比1億400万円の増は、対象医療費の増及び平成24年度の精算によるものであります。

5款道支出金は1億2,285万7,000円で、対前年比398万4,000円の減であります。

7 款共同事業交付金は2億8,100万円で、対前年比1億900万円の減は、交付金の算定ルールに伴う減であります。

8 款繰入金は1億5,650万1,000円で、対前年比610万8,000円の減は、主に一般会計繰入金の減によるものであります。

10 款諸収入は8,037万9,000円で、対前年比2,193万8,000円の減は、主に収支不足分を補填する雑入の減によるものであります。

以上が歳入であります。予算書の284ページから291ページには給与費明細書を添付しておりますので、ご高覧の上、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

続きまして、議案第10号 平成26年度砂川市介護保険特別会計予算についてご説明申し上げます。

予算書の339ページをお開き願います。第1条は、歳入歳出予算であり、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ17億3,139万円と定めるものであります。

第2条は、一時借入金で、一時借入金の借入れの最高額は1億円と定めるものであります。

第3条は、歳出予算の流用であり、保険給付費の各項に計上した予算額に過不足を生じた場合における、同一款内でのこれらの経費の各項の間の金額を流用することができると定めるものであります。

それでは、主なものについて歳出からご説明申し上げます。366ページをお開き願います。1 款総務費、1 項1 目一般管理費の二重丸、事業計画策定に要する経費64万2,000円は、平成27年度から平成29年度までの3カ年の第6期介護保険事業計画策定に要する経費であります。

370ページをお開き願います。2 款保険給付費、1 項1 目居宅介護サービス給付費で対前年比1,617万7,000円の増は、通所介護における利用者増等によるものであります。

2 目地域密着型介護サービス給付費で対前年比823万4,000円の減は、認知症高齢者グループホームの利用者減等によるものであります。

3 目施設介護サービス給付費で対前年比1,603万6,000円の増は、介護療養型医療施設における利用者増等によるものであります。

376ページをお開き願います。5 項1 目特定入所者介護サービス費で対前年比544万3,000円の増は、負担給付費が増加していることによるものであります。

380ページをお開き願います。3 款基金積立金で対前年比4万3,000円の増は、介護給付費準備基金積立金の増に伴う利息の増によるものであります。

382ページをお開き願います。4 款地域支援事業費、1 項1 目二次予防事業費で対前年比160万6,000円の増は、主の一つ丸、二次予防事業費に要する経費のうち二次予防事業対象者把握事業委託料の増及びアンダーラインを付しております通年型介護予防

教室として行ういきいきシニアプログラム事業運動指導委託料51万9,000円であります。

384ページをお開き願います。1項2目一次予防事業費で対前年比122万7,000円の増は、主に一つ丸、一次予防事業費に要する経費のうちふれあいセンター講座数増による講師謝礼の増及びアンダーラインを付しております通年型介護予防教室として行ういきいきシニアプログラム事業運動指導委託料の一次予防事業費分の51万9,000円であります。

386ページをお開き願います。2項1目包括的支援事業費で対前年比138万8,000円の減は、地域包括支援センター業務委託料の減であります。

2項2目任意事業費で対前年比668万1,000円の増は、主にアンダーラインを付しております認知症地域支援業務委託料509万4,000円の増であります。昨年度まで全額国庫補助の認知症施策総合推進業務委託料として地域包括支援センターに認知症地域支援推進員を配置し、認知症疾患医療センターである砂川市立病院と連携を図りながら認知症に対する医療と介護の連携強化及び地域における支援体制の強化を図ってきましたが、平成26年度より地域支援事業の任意事業費に位置づけられたことによるものであります。

以上が歳出であります。歳入につきましては345ページ、総括でご説明申し上げます。1款保険料は2億9,190万円で、対前年比209万円の増は、第1号被保険者の増加によるものであります。

2款分担金及び負担金は392万6,000円で、対前年比13万1,000円の増は、主に紙おむつ利用券利用者自己負担金の増によるものであります。

3款国庫支出金は4億1,894万2,000円で、対前年比1,123万3,000円の増、4款支払基金交付金は4億8,629万6,000円で、対前年比1,324万2,000円の増、5款道支出金は2億6,694万8,000円で、対前年比795万4,000円の増は、いずれも歳出の保険給付費に基づく国、診療報酬支払基金及び北海道の負担ルール分に伴う増であります。

6款財産収入は基金運用利息であります。

7款繰入金は2億6,288万円で、対前年比1,079万円の増は、主に繰入金算定ルールに伴う増、介護給付費準備基金繰入金の増によるものであります。

なお、予算書の394ページ、395ページには給与費明細書を添付しておりますので、ご高覧の上、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

続きまして、議案第11号 平成26年度砂川市後期高齢者医療特別会計予算についてご説明申し上げます。

予算書の397ページをお開き願います。第1条は、歳入歳出予算であり、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ5億5,574万3,000円と定めるものであります。

それでは、主なものについて歳出からご説明申し上げます。414ページをお開き願います。1款総務費、1項1目一般管理費で対前年比7万円の増は、主に健康診査受診勧奨に伴う需用費及び役務費の増によるものであります。

416ページをお開き願います。2款後期高齢者医療広域連合納付金、1項1目後期高齢者医療広域連合納付金で対前年比137万1,000円の増は、主に保険基盤安定分負担金の増によるものであります。

418ページをお開き願います。3款保健事業費、1項1目健康保持増進事業費で対前年比80万2,000円の増は、主に健診委託料の増によるものであります。

以上が歳出であります。歳入につきましては401ページ、総括でご説明させていただきます。1款後期高齢者医療保険料は2億1,887万1,000円で、対前年比129万2,000円の減は、主に保険料軽減額の増によるものであります。

2款後期高齢者医療広域連合支出金は29万4,000円で、対前年比29万3,000円の増は、健康診査の推進事業に伴う高齢者医療制度円滑運営臨時特例交付金によるものであります。

3款繰入金は3億3,356万9,000円で、対前年比258万3,000円の増は、一般会計繰入金のうち療養給付費分繰入金等が減になったものの、保険基盤安定分繰入金が増となったことによるものであります。

5款諸収入は300万8,000円で、対前年比66万7,000円の増は、健康診査の増に伴う受託事業収入の増によるものであります。

以上、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長 東 英男君 建設部長。

○建設部長 金田芳一君（登壇） 議案第9号 平成26年度砂川市下水道事業特別会計予算についてご説明申し上げます。

決算書の293ページをお開き願います。第1条は、歳入歳出予算であり、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ8億1,259万4,000円と定めるものであります。

第2条は、地方債であり、296ページ、第2表、地方債に記載のとおり、限度額を2億2,640万円と定めるものであります。

第3条は、一時借入金であり、一時借入金の借り入れ最高額を3億円と定めるものであります。

予算の主な内容につきましては、316ページの歳出から前年度予算との比較でご説明申し上げます。1款下水道費、1項1目一般管理費319万8,000円の減は、一つ丸、一般管理事務に要する経費で起債償還金への繰入金充当減に伴う消費税308万5,000円の減が主なものであります。

2目維持管理費103万5,000円の増は、一つ丸、下水道管渠維持管理に要する経費で消費税率引き上げに伴う各委託料合計96万7,000円の増、空知太西地区で雨水

対策として行っております 319 ページの公共下水道公共枴取りかえ修繕工事費 380 万円の増及び中空知広域水道企業団の料金システム更新終了に伴う下水道使用料算定等事務委託負担金 393 万 6,000 円の減が主なものであります。

3 目水洗化促進費は、前年度と同額であります。

320 ページをお開き願います。4 目公共下水道整備事業費 1 億 1,299 万 9,000 円の減は、二重丸、公共下水道整備事業費で工事請負費 1 億 1,210 万円の減及び委託料で 85 万円の減が主なものであります。平成 26 年度の事業につきましては、説明欄に記載のとおり交付金事業としてマンホールポンプ 2 カ所の改築工事と雨水管渠改築工事延長 52 メートル及び単独事業として同じく雨水管渠改築工事延長 28 メートルを予定しております。また、委託料ではマンホールポンプの改築工事と雨水管渠改築工事に伴う建設資材単価調査委託、あかね団地内の雨水対策として平成 27 年度実施予定の雨水管渠新設工事に伴う地質調査、測量、実施設計委託及び老朽管渠調査委託を予定しております。

322 ページをお開き願います。5 目流域下水道整備事業費 109 万 6,000 円の減は、一つ丸、流域下水道整備事業費で北海道が施工する流域下水道整備事業費の減に伴う流域下水道整備工事負担金 118 万 3,000 円の減が主なものであります。

324 ページをお開き願います。2 款個別排水処理事業費、1 項 1 目個別排水処理事業費 159 万 8,000 円の増は、二重丸、整備事業に要する経費で消費税率引き上げ等に伴う個別排水処理施設設置工事費 92 万円の増及び一つ丸、維持管理に要する経費で同じく消費税率引き上げ等に伴う浄化槽維持管理委託料 66 万 6,000 円の増が主なものであります。

326 ページをお開き願います。3 款公債費、1 項 1 目元金 4,669 万 6,000 円の減は、一つ丸、下水道地方債償還元金と、同じく一つ丸、個別排水処理地方債償還元金で過去に借り入れした起債の償還終了に伴う 5,135 万 5,000 円の減が主なものであります。

2 目利子 1,144 万 1,000 円の減は、一つ丸、下水道地方債償還利子と、同じく一つ丸、個別排水処理地方債償還利子で償還経過に伴う 1,084 万 8,000 円の減が主なものであります。

328 ページをお開き願います。4 款諸支出金、1 項 1 目過年度過誤納還付金 5 万 4,000 円の増は、本年度交付金事業で行った空知太中継ポンプ場改築工事により発生した撤去鋼材等の売却収益のうち補助率 2 分の 1 を国に返納するものであります。

次に、歳入につきましては 297 ページの総括でご説明申し上げます。1 款分担金及び負担金で 26 万円の減は、受益者負担金の納入完了に伴う減が主なものであります。

2 款使用料及び手数料で 960 万 2,000 円の増は、消費税率引き上げに伴う下水道使用料の改定が主な要因であります。

3 款国庫支出金で 5,252 万 5,000 円の減は、交付金事業の減によるものであり

ます。

4 款財産収入の 2 万 1, 0 0 0 円につきましては、平成 2 6 年度に実施予定のマンホールポンプ 2 カ所の改築工事に伴い発生する撤去鋼材等の売却収益であります。

5 款繰入金は、下水道事業特別会計の収支調整のため一般会計からの繰り入れであり、3, 5 2 6 万 4, 0 0 0 円の減は地方債償還金の減等により収支不足調整額が減少していることが主な要因であります。

7 款諸収入で 1 万 7, 0 0 0 円の減は、水洗便所改造資金貸付金元利収入の減が主なものであります。

8 款市債で 9, 4 3 0 万円の減は、償還元金の減による資本費平準化債 4, 1 2 0 万円の減、事業費の減による公共下水道整備事業債 2, 6 6 0 万円の減及び過疎対策事業債 2, 6 3 0 万円の減が主なものであります。

なお、3 3 0 ページ以降は関連調書を添付しておりますので、お目通しをいただき、よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

訂正をさせていただきます。予算書を決算書と間違えました。訂正をさせていただきます。

○議長 東 英男君 市立病院事務局長。

○市立病院事務局長 小俣憲治君（登壇） 議案第 1 2 号 平成 2 6 年度砂川市病院事業会計予算につきましてご説明申し上げます。

1 ページをごらんいただきたいと存じます。第 2 条は、業務の予定量であり、（1）、病床数は 4 9 8 床、（2）、年間患者数は入院を 1 4 万 3 0 4 人、外来を 2 5 万 9, 9 4 1 人とし、（3）、1 日平均患者数は入院を 3 8 4 人、外来を 1, 0 5 7 人と予定したところであり、（4）、主要な建設改良事業は、医療機械器具整備事業であります。

第 3 条は、収益的収入及び支出であり、病院事業収益は 1 2 0 億 9, 3 7 0 万 2, 0 0 0 円、病院事業費用は 1 5 5 億 1, 4 2 3 万 5, 0 0 0 円と定めるものであります。

2 ページをお開きいただきたいと存じます。第 4 条は、資本的収入及び支出であり、資本的収入は 5 億 4, 9 7 5 万 2, 0 0 0 円、資本的支出は 1 1 億 1, 3 0 6 万 7, 0 0 0 円と定め、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 5 億 6, 3 3 1 万 5, 0 0 0 円は過年度分損益勘定留保資金及び建設改良積立金で補填するものであります。

第 5 条は、企業債であり、医療機械器具整備事業の起債限度額を 2 億 1, 8 1 0 万円と定めるものであります。なお、起債の方法、利率、償還の方法はそれぞれ記載のとおりであります。

第 6 条は、一時借入金の限度額を 3 億円と定めるものであります。

第 7 条は、予定支出の各項の経費の金額の流用であり、消費税及び地方消費税に不足が生じた場合における、医業費用及び医業外費用の間の流用と定めるものであります。

第 8 条は、議会の議決を経なければ流用することのできない経費であり、（1）、職員

給与費86億37万7,000円、(2)、交際費250万円と定めるものであります。

第9条は、棚卸資産の購入限度額を17億635万6,000円と定めるものであります。

4ページをお開きいただきたいと存じます。収益的収入であります。1項医業収益は前年度より6億4,269万9,000円増の108億2,076万1,000円を予定したところであります。主な内容といたしましては、1目入院収益は前年度より5億3,142万2,000円増の77億6,305万6,000円で、1人当たりの診療単価では前年度より4,876円増の5万5,330円、2目外来収益は前年度より1億480万9,000円増の28億3,116万2,000円で、1人当たりの診療単価では前年度より455円増の1万892円、3目その他医業収益は前年度より646万8,000円増の2億2,654万3,000円を予定したところであります。

2項医業外収益は、前年度より1億4,486万円増の11億7,482万6,000円を予定したところであります。主な内容といたしましては、1目受取利息配当金は前年度より44万4,000円増の67万7,000円、2目補助金は前年度より537万5,000円減の5,833万3,000円、6ページの3目負担金交付金は国の交付税算定に基づいた市からの繰入金であり、前年度より7,443万2,000円増の9億1,953万円、4目患者外給食収益は新たな予算科目であり、研修医等医師に対して給食を提供する際の個人負担分として149万8,000円、5目長期前受け金戻入は会計制度見直しに伴う新たな予算科目であり、7,251万7,000円、6目その他医業外収益は前年度より134万4,000円増の1億2,227万1,000円を予定したところであります。

3項看護専門学校収益は、前年度より16万1,000円減の8,543万9,000円を予定したところであります。

4項院内保育事業収益は、前年度より259万7,000円増の1,237万6,000円を予定したところであります。

8ページをお開きいただきたいと存じます。5項特別利益は、前年度同額の30万円を予定したところであります。

10ページをお開きいただきたいと存じます。収益的支出であります。1項医業費用は前年度より7億8,127万6,000円増の131億3,080万3,000円を予定したところであります。主な内容といたしましては、1目給与費は医師、看護師、医療技術員等の職員数増に伴い前年度より6,928万5,000円増の64億3,431万4,000円を予定したところであり、3節賞与引当金繰入額、6節退職給付費、7節共済組合負担金引当金繰入額は会計制度見直しに伴う新たな予算科目であり、予定額はそれぞれ記載のとおりであります。

12ページをお開きいただきたいと存じます。2目材料費は消費税の税率引き上げ及び

抗がん剤や患者用医療材料の増などに伴い前年度より3億9,616万1,000円増の32億6,878万1,000円、3目経費は消費税の税率引き上げや光熱水費、燃料費の増、また委託料において医療機器の保守点検業務の増などに伴い前年度より1億6,164万5,000円増の18億1,482万4,000円を予定したところであります。なお、2節福祉協会負担金引当金繰入額及び17ページの19節貸倒引当金繰入額は、会計制度見直しに伴う新たな予算科目であり、予定額はそれぞれ記載のとおりであります。

4目減価償却費は主に会計基準見直しでみなし償却制度の廃止に伴い前年度より1億1,527万1,000円増の15億788万4,000円、5目資産減耗費は医師住宅3棟を除却するもので193万3,000円、6目研究研修費は認定資格取得など診療体制整備のための研修受講等で前年度より3,698万2,000円増の1億306万7,000円を予定したところであります。

18ページをお開きいただきたいと存じます。2項医業外費用は、前年度より200万5,000円増の1億5,946万8,000円を予定したところであります。主な内容といたしましては、1目支払利息及び企業債取扱諸費は企業債利息の減に伴い前年度より327万9,000円減の1億4,502万2,000円、2目患者外給食材料費は新たな予算科目であり、医業外収益の患者外給食収益においてご説明申し上げました研修医等医師に対し提供する給食の材料費であり、141万9,000円、4目消費税は消費税の税率引き上げに伴い前年度より386万5,000円増の1,202万6,000円を予定したところであります。

3項看護専門学校費用は、前年度より65万3,000円増の1億974万2,000円を予定したところであり、1目給与費の3節賞与引当金繰入額、21ページの6節退職給付費、7節共済組合負担金引当金繰入額、2目経費の2節福祉協会負担金引当金繰入額は会計制度見直しに伴う新たな予算科目であり、予定額はそれぞれ記載のとおりであります。

22ページをお開きいただきたいと存じます。4項院内保育事業費用は、前年度より188万9,000円増の2,188万2,000円を予定したところであります。

5項特別損失においては、前年度より20億3,209万1,000円増の20億9,234万円を予定したところであります。主な内容といたしましては、会計制度見直しに伴うものであり、1目減損損失は現在利用されていない吉野の医師住宅3棟を遊休資産として減損し、345万1,000円、24ページの5目手当は2億7,367万8,000円、6目共済組合負担金は4,618万1,000円、7目福祉協会負担金は12万7,000円、8目過年度退職給付引当金繰入額は17億6,050万4,000円、9目過年度貸倒引当金繰入額は389万9,000円を予定したものであります。

26ページをお開きいただきたいと存じます。資本的収入であります。1項企業債は医療機器購入に係る借り入れ予定額で、前年度より1億8,210万円減の2億1,81

0万円を予定したところであります。

2項投資償還金は、1目長期貸付金償還金において看護学生学資貸付金償還者の減に伴い前年度より34万1,000円減の819万4,000円を予定したところであります。

4項出資金は、国の交付税算定に基づいた市からの出資金で、繰り入れ基準である企業債元金償還金の増に伴い前年度より5,888万6,000円増の3億2,345万7,000円を予定したところであります。

28ページをお開きいただきたいと存じます。資本的支出であります。1項建設改良費は2目資産購入費においてCTコロノグラフィ用ワークステーションなど医療機械器具の整備を図るものであり、前年度より2億5,914万4,000円減の2億4,385万5,000円を予定したところであります。

2項企業債償還金は、1目元金償還金において前年度より6,349万5,000円増の8億5,734万4,000円を予定したところであります。

3項投資は、1目長期貸付金において看護学生への学資貸付金の貸付予定者数の増に伴い前年度より55万2,000円増の1,186万8,000円を予定したところであります。

30ページ以降は、財務諸表など予算に関連する資料であります。会計制度見直しに伴い30ページの平成26年度砂川市病院事業予定キャッシュフロー計算書は従前の資金計画書から変更となったものであり、52ページの注記に関しましては新たに追加となったものであります。以上、ご高覧をいただき、ご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長 東 英男君 以上で各議案の提案説明を終わります。

◎休会の件について

○議長 東 英男君 お諮りします。

3月14日は、議案調査等のため本会議を休会にしたいと思います。このことにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、3月14日は休会することに決定いたしました。

◎散会宣告

○議長 東 英男君 以上で本日の日程は全て終了いたしました。

本日はこれで散会します。

散会 午前11時56分